

令和2年4月30日

市内各小・中学校保護者 様

北本市教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る北本市立小・中学校の
臨時休業の延長について

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業に伴い様々なご協力をいただいておりますことに改めて御礼と感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、埼玉県内においても未だ終息に向かっていない状況です。このような中、県から国の緊急事態宣言の延長や解除に関わらず、臨時休業期間を5月末まで延長するよう要請がありました。

つきましては、市内小・中学校の臨時休業について、下記のとおり再度延長することを決定しましたのでお知らせいたします。

保護者の皆様には、多大なるご心配をおかけいたしますが、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 臨時休業延長期間

- ・令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

2 学校受け入れについて

- ・5月7日（木）以降も4月中と同様に実施します。
- ・別紙「北本市立小・中学校の臨時休業延長に伴う学校受け入れについて」をご確認のうえ、「学校受け入れ申請書」を5月7日（木）に各学校へご提出ください。

3 児童生徒の健康観察について

- ・電話連絡等により児童生徒の健康状況等を把握させていただきます。
- ・別紙「毎日の健康チェックカード（5月）」を活用し、毎日検温等を行ってください。ご家庭でプリントアウトできない場合は、学校で配付いたします。

4 部活動について

- ・臨時休業中の活動は休止とします。

5 臨時休業中の登校日について

- ・検討のうえ、改めてお知らせいたします。

6 6月1日（月）以降の対応について

- ・後日、改めてお知らせいたします。

7 その他

- (1) 変更等がある場合は、学校配信メールにてお知らせするとともに、学校ホームページに掲載させていただきます。急な変更もありますので、学校ホームページを必ずご確認くださいようお願いいたします。
- (2) ホームページを確認できない場合は、直接学校にお問合せください。